



令和2年6月4日

## 令和2年度危険物安全週間の実施について

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、都民に対する身の回りの危険物品に関する知識の普及啓発及び各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としています。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、対面を避けた指導及び広報活動を実施します。

### 1 実施期間

令和2年6月7日（日）から6月13日（土）まで

### 2 推進標語

東京消防庁危険物安全標語

「危険物 しっかりまもろう 使い方」（作者 金子 真優さん 世田谷区在学）

### 3 推進項目

#### (1) 都民一般を対象とした項目

##### ア 消毒用アルコールなど身近な危険物の安全な使い方

新型コロナウイルス感染症対策として、消毒用アルコールを使用する機会が増えていきます。消毒用アルコールには、消防法に定める危険物に該当するものもあることから、取り扱う場合の注意喚起を行ってまいります。

##### ◆「消毒用アルコールによる火災の危険性」の映像資料について

<https://www.youtube.com/watch?v=i5sy8PX8-4>



##### イ ガソリンの詰め替え購入における本人確認等について

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、ガソリンを容器に詰め替えて購入する時に、「購入者の本人確認」と「購入したガソリンの使用目的の確認」等が法制化されたことについて、周知を図ります。

##### ◆「ガソリンを容器に詰め替えて購入する時の確認事項等」の資料について

[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r02/05/k\\_week/gas.html](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r02/05/k_week/gas.html)



ウ ガソリンスタンドにおける運転操作ミスによる接触事故防止対策について  
給油するためにガソリンスタンドに進入した車両が計量機に接触し、破損させる事故が発生していることから、事故防止の注意喚起を行います。

◆「ガソリンスタンドにおける注意点」の資料について

[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r02/05/k\\_week/gasstation.html](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/r02/05/k_week/gasstation.html)



(2) 危険物施設等を有する事業所を対象とした項目

ア 危険物施設における風水害対策

危険物事業所における平時からの事前の備え、風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策及び天候回復後の点検・復旧計画作成を推進するため、消防庁から公表された危険物施設の風水害対策ガイドライン等の周知を図ります。

◆「危険物施設の風水害対策ガイドライン」の資料について

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327\\_kiho\\_86.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_86.pdf)



イ 移動タンク貯蔵所の保安対策

移動タンク貯蔵所の現況を確認し、適正な維持管理について周知を図ります。

ウ 大規模危険物施設の自主保安体制の向上

石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所に対し、異常現象が発生した場合の適正な通報要領等について周知を図ります。

#### 4 映像の提供について

「消毒用アルコールによる火災の危険性（3、(1)、アに掲示した映像資料）」について、映像使用等をご要望の社は、広報課報道係までご連絡ください。

問合せ先

（東京消防庁（代）電話 3 2 1 2 - 2 1 1 1  
予防部危険物課 内線 4 8 2 6 4 8 3 9）